

1. 「審議会等の名称」と設置の目的・所掌事務

「潟上市男女共同参画推進審議会委員」

潟上市男女共同参画推進条例により、本市の男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議するため、男女共同参画推進審議会を置いています。市長の諮問に応じ、調査・審議を行うほか、必要に応じ市長へ意見を述べます。

2. 公募委員の人数

3人以内

3. 選任の時期及び任期

令和7年6月以降 ～ 令和9年3月31日（予定）

4. 報酬の有無

有

5. 申込方法と申込期限

応募用紙に必要事項を記入し、【男女共同参画について考えること】（400字～800字・様式不問）を添えて、持参の場合は、下記お問い合わせ先または各出張所へ、郵送の場合は下記お問い合わせ先まで、メールの場合は下記お問い合わせ先のアドレス宛に令和7年5月20日（火）必着でお申し込みください。

※「第4次潟上市男女共同参画推進計画」は企画政策課、各出張所で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

6. 選考方法

所管の部課長が書類による1次選考、市長が2次選考を行います。

7. お問い合わせ先

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1 潟上市役所

総務部企画政策課企画政策班 電話 018(853)5302

E-mail kikaku@city.katagami.lg.jp

8. その他

応募資格は、申込締切日現在で満18歳以上の市内に住所を有する方です。

なお、本市職員、国又は地方公共団体の議員・職員の方や、現在、市の他の審議会等委員である方は応募することができません。